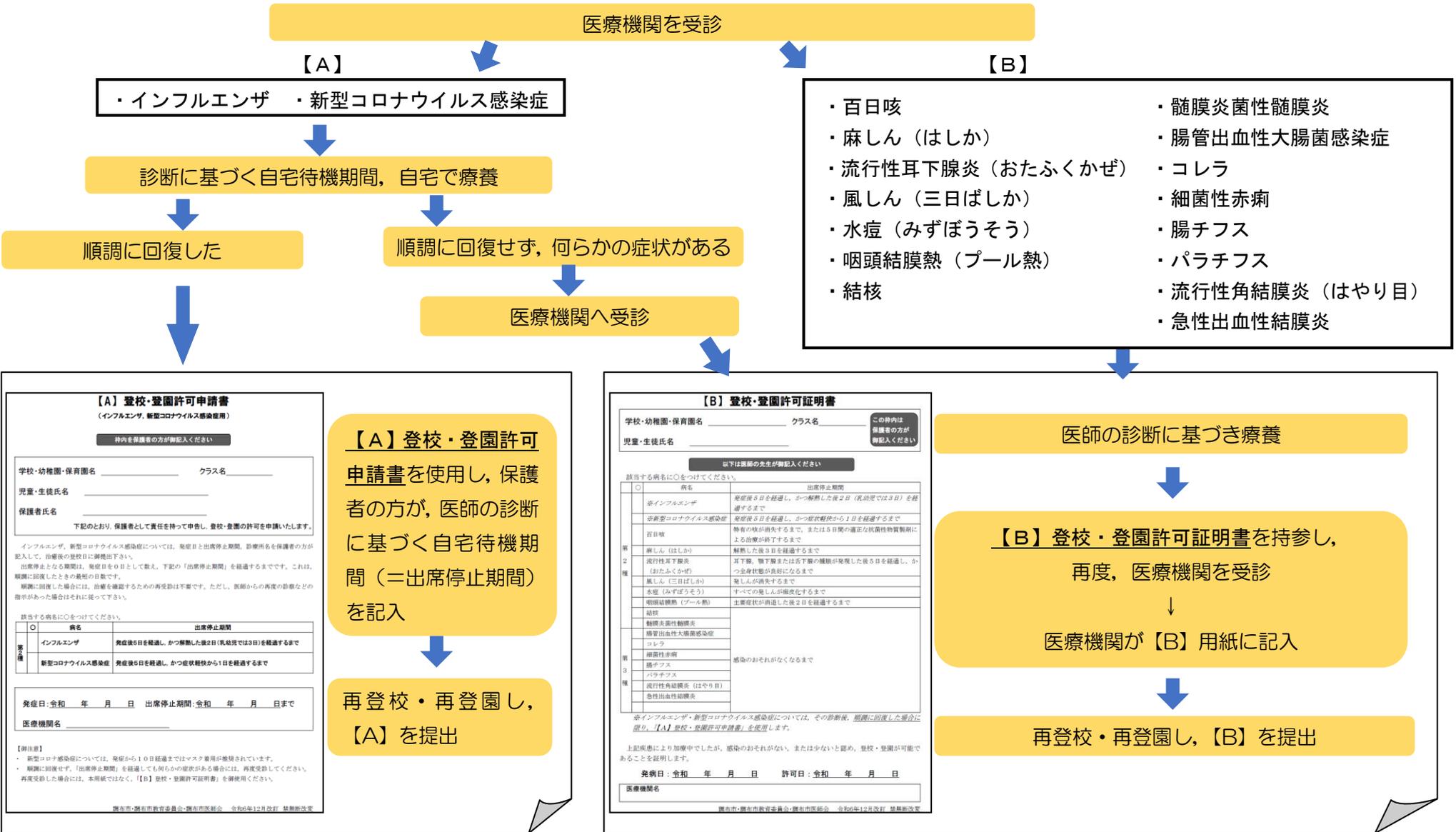


# 感染症に罹患した場合に御提出いただく証明書の分類

調布市立学校及び調布市内保育園・幼稚園（一部を除く）では、感染症に罹患した場合、感染拡大を防ぐため、医師の確認が得られた後に再登校・再登園をしていただくようお願いしています。感染症によって、御提出いただく証明書が異なりますので、下記フローにより御確認ください。



**【A】 登校・登園許可申請書**  
(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症)

※内容を保護者の方が御記入ください

学校・幼稚園・保育園名 \_\_\_\_\_ クラス名 \_\_\_\_\_  
 児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_  
 保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおりに、保護者として責任を持って申告し、登校・登園の許可を申請いたします。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、発症日と出席停止期間、診療所名を保護者の方が記入して、治療後の登校日に御提出下さい。

出席停止となる期間は、発症日を0日として数え、下記の「出席停止期間」を経過するまでです。これは、期間に回復したときの最終の日数です。

期間に回復した場合には、治療を確認するための再受診は不要です。ただし、医師からの再度の診察などの指示があった場合はそれに従ってください。

該当する病名に○をつけてください	病名	出席停止期間
○	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児では3日)を経過するまで
○	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで

発症日: 令和 年 月 日 出席停止期間: 令和 年 月 日まで  
 医療機関名 \_\_\_\_\_

【御注意】  
 ・ 新型コロナウイルス感染症については、発症から10日経過まではマスク着用が推奨されています。  
 ・ 期間に回復せず、「出席停止期間」を経過しても何らかの症状がある場合には、再度受診してください。再度受診した場合には、本用紙ではなく、「【B】登校・登園許可証明書」を御使用ください。

調布市・調布市教育委員会・調布市医師会 令和6年12月改訂 最終版改定

**【A】登校・登園許可申請書を使用し、保護者の方が、医師の診断に基づく自宅待機期間（＝出席停止期間）を記入**

**再登校・再登園し、【A】を提出**

**【B】 登校・登園許可証明書**

学校・幼稚園・保育園名 \_\_\_\_\_ クラス名 \_\_\_\_\_ この枠内は保護者の方が御記入ください  
 児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

※以下は医師の先生が御記入ください

該当する病名に○をつけてください	病名	出席停止期間
○	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児では3日)を経過するまで
○	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで
○	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
○	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
○	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
○	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
○	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
○	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
○	結核	
○	髄膜炎菌性髄膜炎	
○	腸管出血性大腸菌感染症	
○	コレラ	
○	細菌性赤痢	
○	腸チフス	感染のおそれなくなるまで
○	パラチフス	
○	流行性角結膜炎(はやり目)	
○	急性出血性結膜炎	

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、その診断後、期間に回復した場合には限り、「【A】登校・登園許可申請書」を御使用します。

上記疾患により加療中でしたが、感染のおそれがない、または少ないと認め、登校・登園が可能であることを証明します。

発病日: 令和 年 月 日 許可日: 令和 年 月 日  
 医療機関名 \_\_\_\_\_

調布市・調布市教育委員会・調布市医師会 令和6年12月改訂 最終版改定

**医師の診断に基づき療養**

**【B】登校・登園許可証明書を持参し、再度、医療機関を受診**  
 ↓  
**医療機関が【B】用紙に記入**

**再登校・再登園し、【B】を提出**